

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成25年7月18日

## 証拠説明書(B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜

明



同

茅 根 熙

和



同

春 原

誠



同

江 口 正

夫



同

池 田 秀

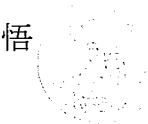
雄



同

長 原

悟



同

八 木

宏



同

濱 松 慎

治



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 記

### 乙B第2号証

証拠の標目	2007年能登半島地震に伴う地殻変動と能登半島の海成段丘
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成20年3月
作成者	浜田昌明，野口猛雄，穴田文浩，野原幸嗣，宮内崇裕，渡辺和樹，山口弘幸，佐藤比呂志
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、作成者らが、平成19年（西暦2007年）3月25日に発生した能登半島地震の平均活動間隔等の調査結果についてとりまとめたもので、東京大学地震研究所の査読付き学術論文集である彙報第82号第4冊に掲載されたものである。</p> <p>本書証によって、能登半島地震の平均活動間隔は約1500年と推定され、近い将来に能登半島地震のような地震が発生する可能性は低いと考えられることから、笹波沖断層帯（東部）と周辺の活断層等との連動を考慮する必要がないことを明らかにする（答弁書第3章第4の3(5)イ(i)b(a)i（100頁）・同(6)ア(i)（126，127頁）：本書証359頁）。</p>

乙B第3号証

証拠の標目	<p>今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧</p> <p>(地震調査研究推進本部ホームページ  <a href="http://www.jishin.go.jp/main/p_hyoka02_chouki.htm">http://www.jishin.go.jp/main/p_hyoka02_chouki.htm</a>  よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年5月24日
作成者	地震調査研究推進本部
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、地震調査研究推進本部が、日本国内の主要な活断層等について調査を実施し、その地震発生確率や平均活動間隔等の長期評価について一覧としてとりまとめたものの現時点での最新版である。</p> <p>本書証によって、主要活断層帯の長期評価で得られている最も短い活動平均間隔は、別府一万年山断層帯の平均活動間隔約700年とされていることを明らかにする(答弁書第3章第4の3(5)イ(イ)b(a)i(100頁): 本書証4頁の別府一万年山断層帯(大分平野一由布院断層帯/西部)の平均活動間隔を参照)。</p>

乙B第4号証

証拠の標目	<p>地震がわかる！Q &amp; A</p> <p>(地震調査研究推進本部ホームページ  <a href="http://www.jishin.go.jp/main/pamphlet/wakaru_qa/wakaru_qa.pdf">http://www.jishin.go.jp/main/pamphlet/wakaru_qa/wakaru_qa.pdf</a> よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成20年12月
作成者	文部科学省
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、文部科学省が、地震に関するさまざまな疑問に答える形式で作成したパンフレット（冊子）である。</p> <p>本書証によって、陸域の活断層で発生する地震（答弁書でいう「内陸地殻内地震」と同義）は千年程度から数万年の間隔といわれていることから、近い将来に能登半島地震のような地震が発生する可能性は低いと考えられることを明らかにする（答弁書第3章第4の3(5)イ(i)b(a)i（100頁）：本書証11頁）。</p>

## 乙B第5号証

証拠の標目	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価 (地震調査研究推進本部ホームページ <a href="http://www.jishin.go.jp/main/chousa/11apr_sanriku-oki3/index.htm">http://www.jishin.go.jp/main/chousa/11apr_sanriku-oki3/index.htm</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成23年4月11日
作成者	地震調査研究推進本部 地震調査委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、地震調査研究推進本部の地震調査委員会 が、平成23年(西暦2011年)3月11日に発生した 東北地方太平洋沖地震の諸元等について、評価した結 果をとりまとめたものである。</p> <p>本書証によって、東北地方太平洋沖地震は、太平洋プ レートと陸のプレートの境界で発生した地震(答弁書で いう「プレート間地震」と同義)とされていることを明 らかにする(答弁書第3章第4の3(5)ウ(イ)b(108 頁))。</p>

乙B第6号証

証拠の標目	地震を知る 地震・津波と大規模地震の予知 (気象庁ホームページ <a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/jishin0903/jishin-all.pdf">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/jishin0903/jishin-all.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成21年3月
作成者	気象庁
立証趣旨	<p>本書証は、気象庁が、防災関係者、報道関係者、日本国民等に対して、地震や津波の基礎知識と大規模地震の予知等について解説するために作成したパンフレット(冊子)である。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本周辺で発生する地震は、プレート境界の地震(答弁書でいう「プレート間地震」と同義)、沈み込むプレート内の地震(答弁書でいう「海洋プレート内地震」と同義)、陸域の浅い地震(答弁書でいう「内陸地殻内地震」と同義)に分けることができること(答弁書第3章第4の3(5)ウ(イ)(107頁):本書証3頁)</li> <li>・東海地震は、フィリピン海プレートと陸のプレートの境界で起こる海溝型地震(答弁書でいう「プレート間地震」と同義)として発生すると考えられていること(答弁書第3章第4の3(5)ウ(イ)b(108頁):本書証19頁)</li> <li>・南海地震、東南海地震は、海のプレートと陸のプレートによるプレート境界の地震(答弁書でいう「プレート間地震」と同義)であること(答弁書第3章第4の3(5)ウ(イ)b(108頁):本書証3頁)</li> <li>・チリ地震は、プレート境界の地震(答弁書でいう「プレート間地震」と同義)であること(答弁書第3章第4の3(5)エ(イ)c(117, 118頁):本書証4頁)</li> </ul>

乙B第7号証

証拠の標目	<p>日本海東縁部の地震活動の長期評価について          (地震調査研究推進本部ホームページ  <a href="http://www.jishin.go.jp/main/chousa/kaikou_pdf/nihonkai.pdf">http://www.jishin.go.jp/main/chousa/kaikou_pdf/nihonkai.pdf</a> よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成15年6月20日
作成者	地震調査研究推進本部 地震調査委員会
立証趣旨	<p>本書証は、地震調査研究推進本部の地震調査委員会          が、日本海東縁部の地震活動の長期評価についてとりま          とめたものである。          本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海東縁部は、「北海道北西沖」「北海道西方沖」「北海道南西沖」「青森県西方沖」「秋田県沖」「山形県沖」「新潟県北部沖」「佐渡島北方沖」として8個の領域に区分されていること（答弁書第3章第4の3(5)ウ(i)c(108頁)：本書証1, 15頁)</li> <li>・日本海東縁部で区分されている各領域で発生する地震における最大の規模はマグニチュード7.8であること（答弁書第3章第4の3(5)ウ(i)c(108頁)：本書証12, 13, 17頁)</li> <li>・本件敷地に最も近い領域が「佐渡島北方沖」の領域であること、「佐渡島北方沖」の領域から本件敷地までの距離が200キロメートル程度以上離れていること（答弁書第3章第4の3(5)ウ(i)c(108頁)：本書証15頁)</li> </ul>

乙B第8号証

証拠の標目	<p>震源を事前に特定できない内陸地殻内地震による地震動レベル —地質学的調査による地震の分類と強震観測記録に基づく上限レベルの検討—</p> <p>(日本地震工学会ホームページ  <a href="http://www.jaee.gr.jp/stack/submit-j/v04n04/040403_paper.pdf">http://www.jaee.gr.jp/stack/submit-j/v04n04/040403_paper.pdf</a> よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成16年9月
作成者	加藤研一，宮腰勝義，武村雅之，井上大榮，上田圭一，壇一男
立証趣旨	<p>本書証は，作成者らが，平成16年（西暦2004年）9月に，震源を事前に特定できない内陸地殻内地震による地震動レベルについてとりまとめ，公益社団法人日本地震工学会が出版する日本地震工学会論文集（Journal of JAEE）2004年第4巻第4号に掲載されたものである。</p> <p>本書証によって，以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内外の震源と活断層を関連付けることが困難な過去の内陸地殻内の地震を整理し，それらの震源近傍の地震記録を基に最新の知見として整理された地震動」として，内陸地殻内で発生する地震を対象として，既存の活断層図等の文献による調査，空中写真判読によるリニアメント調査，現地における地表踏査等の詳細な地質学的調査によっても，震源位置と地震規模を前もって特定できない地震を「震源を事前に特定できない地震」と定義するとされていること（答弁書第3章第4の3(5)エ(i)a（113，114頁））</li> <li>・震源を事前に特定できない地震の震源近傍の硬質地</li> </ul>



盤上の強震記録を用いて「震源を事前に特定できない地震」の地震動レベル（答弁書では「加藤スペクトル」と表記）が設定されていること（答弁書第3章第4の3(5)エ(イ)a（113, 114頁））

- ・ 1984年長野県西部地震（マグニチュード6.8）は、震源を事前に特定できない地震として判断されたことから、震源を事前に特定できない地震の上限レベルの検討に採用され、設定された加藤スペクトルは、1984年長野県西部地震に相当する地震の規模を概ね包絡することが確認されていること（答弁書第3章第4の3(5)エ(イ)b(b)（116頁）：本書証7.2ないし7.6頁）

## 乙B第9号証

証拠の標目	中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第17回) 説明資料  (内閣府 防災情報のホームページ <a href="http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/senmon/tounankai_nankaijishin/17/pdf/siryou_1.pdf">http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/senmon/tounankai_nankaijishin/17/pdf/siryou_1.pdf</a> よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成16年11月26日
作成者	中央防災会議事務局
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」第17回会合(平成16年11月26日開催)において、「資料1」として審議されたものである。</p> <p>本書証によって、中央防災会議が、地殻内の浅い地震(答弁書でいう「活断層で発生した地震」又は「内陸地殻内地震」と同義)についての整理において、「M7.0以上の地震は、その規模に相当する長さの活断層等が認められる場所で発生する可能性があるとして取り扱う」とし、その整理において、活断層が地表で認められない地震規模の上限については、防災上の観点から「M6台の最大であるM6.9の地震を想定する」としたことを明らかにする(答弁書第3章第4の3(5)エ(i)b(b)(116, 117頁): 本書証3, 4頁)。</p>

## 乙B第10号証

証拠の標目	月刊地震レポート サイスマ (SEISMO) 2005年2月号
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成17年2月
作成者	地震調査研究推進本部
立証趣旨	<p>本書証は、地震調査研究推進本部が平成17年2月に刊行した地震等に関する刊行誌である。</p> <p>本書証によって、原告らが「既往最大地震」、「既往最大津波」を発生させた地震として訴状等に記載している地震は、以下の通りプレート間地震であり、本件原子力発電所の耐震安全性に問題を与えるものではないことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマトラ島沖地震は、インドプレートとビルマプレートの境界で発生した地震（答弁書でいう「プレート間地震」と同義）であること（答弁書第3章第4の3(5)エ(イ)c(117, 118頁)：本書証10頁)</li> <li>・チリ地震は、プレートの境界の沈み込み帯で発生した地震（答弁書でいう「プレート間地震」と同義）であること（答弁書第3章第4の3(5)エ(イ)c(117, 118頁)：本書証10頁)</li> </ul>